

高知大学土佐さきがけプログラム運営委員会規則

平成24年3月28日
規則第105号

最終改正 平成28年3月23日規則第118号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学土佐さきがけプログラム規則第4条第2項の規定に基づき、高知大学土佐さきがけプログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運営委員会は、従来の学部・学科等のカリキュラムから独立した土佐さきがけプログラム（以下「TSP」という。）を円滑に運営することを目的とする。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育を担当する副学長のうち1人
- (2) TSP各コース長
- (3) TSPの各コース実施委員会から選出された者 各1人
- (4) TSP専任教員
- (5) 学務部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号に掲げる委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(審議事項)

第5条 運営委員会は、TSPに関し次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) TSPの企画及び運営に関する事項
- (2) TSPの実施に関する事項

- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 入学、卒業及び学位等に関する事項
- (5) その他TSPに関し必要な事項
(議事)

第6条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第3条第1項第2号及び第3号の委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(コース実施委員会)

第8条 運営委員会に、次のコース実施委員会を置く。

- (1) グリーンサイエンス人材育成コース実施委員会
- (2) 国際人材育成コース実施委員会
- (3) 生命・環境人材育成コース実施委員会
- (4) スポーツ人材育成コース実施委員会

2 コース実施委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月23日規則第63号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月16日規則第50号)

この規則は、平成25年10月16日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。